

新宿区教育委員会会議録

平成25年第1回臨時会

平成25年1月23日

新宿区教育委員会

平成25年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成25年1月23日(水)

開会 午後 3時07分

閉会 午後 3時35分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委 員	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子		

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 査 査	安 川 正 紀
教 育 調 整 課 管 理 係	高 橋 和 孝	教 育 調 整 主 査	

議事日程

議案

- 日程第1 第4号議案 平成24年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた総合判断
について
- 日程第2 第5号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第3 第6号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部
を改正する条例

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから、平成25年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、白井委員と今野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は羽原委員にお願いします。

◎ 議案第4号 平成24年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた総合判断
について

◎ 議案第5号 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

◎ 議案第6号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部
を改正する条例

○菊池委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第4号議案 平成24年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた総合判断
について」、「日程第2 第5号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例」、「日程第3 第6号議案 新宿区教育委員会教育長の給料
等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第4号議案から第6号議案について御説明をさせていただきます。

それでは、初めに、第4号議案 平成24年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた総
合判断について、御説明をさせていただきます。

区では、区の施策及び事業がその目的に則して効果的、効率的に展開され、実施されてい
るか否かを客観的に評価し、結果を区の政策形成の基礎とすることを目的といたしまして行
政評価を実施しております。

評価は、各部経営会議からなる評価委員が実施する内部評価と、外部評価委員会が実施す
る外部評価とからなっておりまして、区長は内部評価、外部評価の結果及びそれぞれに対す
る区民からの意見を踏まえ、行政委員会との意見調整後総合判断を行い、予算編成に反映す
ることとしております。ここでは、内部評価、外部評価に対する教育委員会としての総合判
断について、御審議をいただくものでございます。

それでは、別紙1を御覧ください。

これが、今年度評価対象となっている教育委員会の事業の一覧でございます。計画事業が12、経常事業が5となっております。事業名の隣に所管課を、また右端の欄には外部評価委員会が内部評価を適当でないとした事業について、実行計画事業では7点、それから経常事業では6点ある評価の視点のうち、どの視点において適当でないとされたかを記載しております。

評価の視点でございますが、実行計画事業、経常事業とも、多少の事業の性格上表現は異なるものもございますが、サービスの負担と担い手、それから効果的・効率的視点、それから事業の達成度、総合評価、事業の今後の方向性の5点は共通しております。異なるのは、実行計画事業では適切な目標設定、それから経常事業では手段の妥当性、これを視点としております。

また、平成24年度は、第一次実行計画期間の最終年度であったため、実行計画事業では、その間の総合評価というものも一つ行っております。

それでは、別紙2を御覧ください。

これが案でございますが、内部評価を適当でないとして外部評価委員が評価した点についてのその理由と、それから評価は適当であるとされた事業でも、さらに御意見をいただいた事業がありますので、それぞれの御意見は左の欄に記載しており、右側が各意見に対する教育委員会の総合判断の案となっております。

ここでは、内部評価を適当でないとして外部評価委員が評価したものに対する教育委員会の判断部分について、概要の御説明をさせていただきます。

まず、1ページ、確かな学力の育成です。この事業では、効果的・効率的視点で確かな学力の育成の効果の把握、またその記載の表現について適当でないとされました。事業の再編と指標の再設定をあわせて具体的な記載を望むとされています。

これに対し、確かな学力の育成のため、教育の指導力向上ときめ細かな指導の充実を図ることを目的として事業を推進してきたものであることから、今後は確かな学力の育成という視点だけには限定せず、学校支援体制の充実、学校の評価の充実、また学校の教育力を向上させるという視点で、再構築をし、改善された事項や効果的な内容を効果的・効率的な視点としてお示していくこととしました。

また、総合評価では、事業費の規模に対して十分な効果があったとは評価できない、評価に当たっては、確かな学力が身につく、児童・生徒がどのように成長したかを明示する必要

があるとされました。そのため、第二次実行計画における総合評価でも、計画どおりとは言えないというように評価されました。第二次実行計画では、区民が理解できる指標を明示してほしいという御意見をいただいております。

これに対する教育委員会の総合判断案では、この事業は総合的な学校支援を推進するという観点から、第二次実行計画においては、①学校支援体制の充実、②学校評価の充実、③特色ある教育の推進の事業を進め、わかりやすい指標を示していくこと、また、児童・生徒が確かな学力を身につけ、どのように成長したか、児童、生徒や教員に対してどのような効果があったかなどについて、学校評価の中で評価する方法について検討をすることといたしました。

次に、経常事業に移ります。スクールスタッフの活用です。

この事業では、効果的・効率的部分で、内容評価の記載が「実施したから適切である」となっているけれども、実施した結果に基づいて成果があったか否かが重要であり、この点の記載がないこと、また評価に当たって、クラブ活動の実績やチーム・ティーチング等により解決された具体的な内容を明らかにするなど、アウトカム指標が必要との御意見をいただいております。

これに対する総合判断案では、スクールスタッフの活用について、これまでは地域人材をいかに各校に導入するか重点を置いていたため実施実績を重視してきたが、今後評価に当たっては、導入による効果のほかり方などについて検討していくことといたしました。

続いて、次の事業です。スクール・コーディネーターの活動です。

この事業では、目的または実績の評価の点でスクール・コーディネーターが学校の求めに応じ、地域の人材を紹介し、学校の教育活動を充実させる仕組みはできているが、事業目的に照らすと学校側の情報を地域に流したり、地域、家庭の教育に関する課題や要望を学校に伝える役割についての評価がない、また、スクール・コーディネーターの役割の重要性を踏まえると、研修の参加率の目標はより高く設定すべきという御意見がありました。

さらに、総合評価でも、学校の求めに地域が応じるだけでなく、学校と地域を結ぶために学校と地域の間で課題を共有、解決していく仕組みが必要との御意見です。

これに対して、総合判断案では、御指摘の点を重要ととらえ、スクール・コーディネーターの役割を地域の方にも十分理解いただけるよう周知を行うとともに、地域の情報の共有化を行うため、地域協働学校に設置する協議会で保護者、地域の方がその役割を担っていくこと、また、研修の参加率の向上についてアンケート調査等を行って対応していくことといた

しました。

適切とされた上でさらに御意見をいただいたものについては、この資料を御参照いただければと思います。

この議案の提案理由は、平成24年度内部評価外部評価の実施結果及びそれぞれに対する区民からの意見を踏まえた教育委員会の総合判断を行うためでございます。

次に、第5号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。議案裏面の新旧対照表を御覧ください。

第5条は、委員が公務により旅行したときにそれに要した費用弁償について規定している条文でございまして、第2項で、具体の種類を定めています。現行では、ここにございます9種が定められておりますが、そのうち支度料を削り8種とするものです。

附則でございしますが、施行期日は、平成25年4月1日、経過措置として、この条例による改正後の第5条第2項の規定は、この条例の施行日以降に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行についてはなお従前によるものとするものでございます。

提案理由は、生活状況の変化や交通事情の進展等を踏まえ、現在の社会状況に適用した旅費制度とするための所要の改正を行うためでございます。

次に、第6号議案 新宿区教育委員会教育長の給料及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例についてです。こちらも議案の裏面を御覧ください。

第3条は、教育長の旅費を規定した条文で、第2項で旅費の種類と額を定めています。種類は、現行は13種ですが、教育委員と同様に支度料を削り12種とするものです。

また、第2項の後段部分と第3項については、他の条例と表現を合わせるための規定整備でございまして。

附則ですが、1、この条例は平成25年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行期日の日以降に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によるものとするものでございます。

提案理由は、生活状況の変化や交通事情の進展等を踏まえ、現在の社会状況に適用した旅費制度とするための所要の改正を行うためでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

第4号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 地域協働学校に関する事柄と、それからスクール・コーディネーターの活動に関する事柄ですが、スクール・コーディネーターの活動に関する総合判断案の中で、地域協働学校に設置する保護者や地域の方が構成員となる学校運営協議会と、スクール・コーディネーターが連携して、というように書かれております。これは総合判断案として、今後こういう方向でということだと思えますけれども、地域協働学校は現状まだ全校設置ではないし、これも地域協働学校の仕組みが今後どうなっていくかということも完全にはかたまっていないのではないかと思うのですが、そういう両者の関連性について少し御説明をいただきたいと思えます。

○教育支援課長 ただいま御指摘ありましたように、地域協働学校については、現在四谷地区の4校だけでございますが、現在4校におきましては、スクール・コーディネーターが学校運営協議会の委員にお入りいただいて、これまではスクール・コーディネーターお一人でその役割を担っていたわけですが、今後、学校では、運営協議会の中で、構成メンバーには地域のさまざまな方がいらっしゃいますので、地域への発信や、ここで御指摘のある地域の課題等の情報の共有化、こういったことを、お一人だけでなく、そういった協議会のメンバーとともに担っていくという方向性、これを、今現在もそういった情報発信等について、あるいは地域の課題等については、運営協議会のほうでお話をいただくなどということに学校に伝えている状況がございます。今後は、他地域における地域協働学校の展開の際には、そういったこれまでの取り組みを踏まえて、同様の対応が各地域で行えるよう考えていきたいという趣旨で、こういった表現にしております。

○松尾委員 もう1点ですけれども、今のお答えに一部含まれるかとも思いますが、念のために確認させていただきますと、スクール・コーディネーターの活動についてですが、現在多くの学校では、学校側の情報を地域に流したりしています。そこで、実績の評価に関する部分ですが、学校側の情報を地域に流したり、地域、家庭の教育に関する課題、要望を学校側に伝える役割というものが、多くの場合PTAが担っているかと思えます。そこにスクール・コーディネーターが入って一つの核になる役割を担っていただけると、それはまたそれでよりよい形になっていくものと思えますが、そのあたりのPTAとのかかわりという点についての記述が表向き見られませんので、少し御説明をいただければと思います。

○教育支援課長 先ほど説明が十分でなかった部分がございますが、今回、地域協働学校に設置する学校運営協議会の構成員の中には、ここで保護者や地域の方が構成員となるというように表現していますが、これまで4校におきましては、PTAの会長なり副会長なりが、P

TA組織のメンバーもこの中に入っていていただいております。したがって、今後この地域協働学校におきましては、そういった運営協議会が中心となりながら、それを構成するメンバー同士の横のつながりをネットワーク化しまして、より地域の情報であるとか、課題を学校側が把握をしていく。また学校側からの求めなどについても地域の中に発信していく、こういった仕組みづくりができてくると考えております。ただ、まだ地域協働学校がすべての学校において展開しているわけではございませんので、現在ある学校の中におきましては、今回の御指摘では、スクール・コーディネーターが学校側からの求めを地域に発信するということは活発に行っていて、それを評価されていますが、地域からの情報というものがスクール・コーディネーターを通じて入ってくることは少ないということの御指摘です。もちろん、それはスクール・コーディネーターだけが担っているわけではないという状況がございますが、これはあくまでスクール・コーディネーターの活動の評価でございますので、その中では、どちらかという一方通行なのではないか、学校側からの求めだけではないか、ということの御指摘でございましたので、今後は、スクール・コーディネーターの役割についても、地域の方に十分御理解いただく周知活動をするとともに、学校内におきましても、そういった地域からの求めを学校側に伝える役割について、取り組みを他の学校にかかわる方たちとも連携しながら実施していけるように、少しここについては検討していかなければならないというところだと認識しています。仕組みとして、今これはということではないので、既存の学校においても、そういったものが地域協働学校の展開以前に行えるように、取り組みについて検討を今後進めていきたいと考えているところでございます。

○松尾委員 わかりました。

○菊池委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

では私からですが、計画事業の1つ目の、確かな学力の育成ということで、基本目標の「だれもが人として尊重され自分らしく、成長していける」、それから、「未来を担う子ども、一人ひとりの生きる力を育む」ということですが、確かな学力というのはここにかかるわけではないのでしょうか。これは全体にかかっているのでしょうか。

○教育調整課長 基本目標Ⅱの個別目標3については、計画事業14、15、16、17、18、130、19、20、そこまで、家庭の教育力の向上までがこの個別目標3を構成する事業というつくりになってございまして、次の中央図書館のあり方は、基本目標Ⅱは同じですが、個別目標は4で、「生涯にわたって学び、自らを高められるまち」、ここにぶら下がっている事業が、この計画3、4ページのものでございます。

○菊池委員長 わかりました。

例えば、内部評価が適当でないという最初の1ページ目の総合評価で評価に当たっては、「新しい学力観に基づく「確かな学力」が身につく、児童・生徒がどのように成長したかを明示する必要があるのではないか」という問いに対する答えとして、この右側の総合判断案の学校支援体制の充実や学校評価の充実、特色ある教育活動の推進の事業を進め、わかりやすい指標を示していきますという答えが、この質問に対して妥当な回答なのか。要するに確かな学力が身についたのをアウトカムという言葉は後のほうで出ていますが、そういう何かわかりやすい指標みたいなのを設けてないのではないかと質問ではないか、と素直に考えたのです。それに対する回答として、こういうものでよろしいのか、という思いがありますので、教えてください。

○教育指導課長 今回の委員長の御指摘もとてもです。この事業の事業を編成した当時は、学力低下論議がなされていたわけですが、区民や保護者に最も興味のある確かな学力をつけていく、そういったことがテーマになっていたこともあり、その中心として確かな学力の育成ということをテーマに事業の編成が行われました。しかし、そもそも確かな学力が身についたかどうかということは、国の調査結果でもわかるように、なかなか調査で把握できないものです。ですから、区レベルの調査で、確かな学力が育成できたかどうか、例えば、昨年の小学校2年生とことしの小学校2年生を比べて、それで学力が上がったか下がったか比べて比較することができるか。それはできません。去年の2年生がことしの3年生になって、どのように伸びたかということをもしはかることができれば、それは学力が伸びたかどうかということ把握することはできますけれども、もともと母体が違う子どもたちを去年の2年生とことしの2年生を比べて、伸びたかどうかということは判断できない。つまり、学力論議ということは十分わかるのですけれども、それを調査するすべがなかなかない。そういったことから、この編成の構築そのものに無理があるというように思います。この御質問に対して適切な回答かと言われればそうではないのですが、確かな学力の育成という視点でこの事業編成をしてしまうと、どうしても無理が生じる。そこで、再構築をして、では学力を含めた学校の教育論が本当に伸びたかどうか、その指標のもとにするのは何かということになるわけですが、そこは学校評価をさらに充実させていくと、そのような視点で構築をし直したということでございます。

以上です。

○菊池委員長 わかりました。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、ないようですので、第4号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第4号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案について御意見、御質問をどうぞ。

これは、現在のニーズにあわせてということだと思しますので、特に御意見がなければ、討論、質疑を終了いたしたいと思えます。

第5号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第5号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第6号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

ありませんか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 これも、同じだと思えます。

それでは、特に御質問がなければ、討論、質疑を終了させていただきたいと思えます。

第6号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第6号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

◎ 閉 会

○菊池委員長 次に、本日の日程ではあらかじめ予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○菊池委員長 特にないようです。

それでは、本日の教育委員会はこれにて閉会といたします。

午後 3時35分閉会